

## 新株予約権買取請求権

会社法上、会社が一定の行為をする場合に、会社に対して新株予約権の買取を請求できる場合がある。これは、会社の一定の行為が会社や株主にとって重大な影響を及ぼすことになるため、これに反対の新株予約権者（将来株主となり得る立場にある）に公正な価格での新株予約権の買取りを請求する権利を与えることによって、新株予約権者を保護する趣旨であり、趣旨そのものは株式買取請求権と同じくする<sup>1</sup>。

また、上場会社であっても、新株予約権を株式とは別に上場しているとは限らないので、新株予約権買取請求権は新株予約権者の保護として重要な機能を営むといえる。

### 1 新株予約権買取請求が発生する場合

上場会社において、新株予約権者による買取請求権が発生する場合は、次のとおりである<sup>2</sup>。

- i ある種類の株式について譲渡制限株式とし、あるいは全部取得条項付種類株式とする定款変更をする場合（118 I ②）
- ii 合併、株式分割、株式交換・株式移転を行う場合（787 I、808 I）<sup>3</sup>

### 2 新株予約権買取請求権を有する新株予約権者

新株予約権買取請求権を有する新株予約権者は、次のとおりである<sup>4</sup>。

- i 上記 i の場合は、新株予約権の目的たる株式が譲渡制限株式と也、あるいは全部取得条項付種類株式とされた場合の当該新株予約権者（118 I ②）
- ii 上記 ii の場合は、その新株予約権の内容として定められていた、組織再編の際の消滅会社、分割会社、完全子会社となる場合の当該新株予約権の取り扱い（236 I ⑧）と、実際の合併契約、分割計画、株式交換契約・株式移転計画の当該新株予約権の取り扱いとが食い違う場合の当該新株予約権者（787 I、808 I）<sup>5</sup>

### 3 手続

まず、上場会社が上記 1 記載の行為をする場合は、会社が、当該行為の効力発生日の 2

---

<sup>1</sup> ただし、後述注 2 で述べるように、新株予約権買取請求権が発生する場面は、株式買取請求権とは異なり、機能は必ずしも株式買取請求権と同じとはいえない。

<sup>2</sup> 株式買取請求権とは、若干範囲が異なるので注意が必要である。

<sup>3</sup> ただし、組織再編の場合であっても、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、株式交換完全親会社となる場合には新株予約権買取請求権は発生しない。

<sup>4</sup> 条文上は、会社の行為に反対か否かにかかわらず、買取請求権が発生する構造となっている。これは、新株予約権者には株主総会での議決権が存在しないからであるといえる。

<sup>5</sup> 要するに、組織再編の場面で新株予約権買取請求権が発生するのは、当該組織再編が新株予約権者にとって不利な内容か否かではなく、新株予約権の取り扱いの食い違いが問題となっているのである。前掲注 3 で新株予約権買取請求権が発生しない場合として記載した場面は、要するに存続会社、承継会社、完全親会社の新株予約権者は、その地位にいささかの変更も生じないからなのである。その意味において、組織再編の場面で新株予約権買取請求権は、株式買取請求権とは若干趣旨を異にするといえようか。

0 日前（ただし、新設合併、新設分割、株式移転の場合は株主総会決議の日から 2 週間以内）までに当該行為をする旨（合併、会社分割、株式交換・株式移転の場合の場合は、これに加え、当事会社の商号と住所、さらに新設合併、新設分割、株式移転の場合は設立会社の商号と住所）の通知または公告をする（108Ⅲ、Ⅳ、787Ⅲ、Ⅳ、808Ⅲ、Ⅳ）。ただし、通知すべき新株予約権者は、

- i 株式の譲渡制限化、全部取得条項化の定款変更の場合は、当該株式を目的とする新株予約権者（118Ⅲ）
- ii 合併の場合はすべての新株予約権者<sup>6</sup>（787Ⅲ①、808Ⅲ①）
- iii 会社分割の場合は
  - ① 吸収分割承継株式会社・新設会社の新株予約権の交付を受ける分割会社の新株予約権者（787Ⅲ②イ、808Ⅲ②イ）
  - ② 新株予約権の内容として吸収分割承継株式会社・新設会社の新株予約権の交付を受ける旨の定めがあるにもかかわらず、その取り扱いがされない新株予約権者（787Ⅲ②ロ、808Ⅲ②ロ）<sup>7</sup>
- iv 株式交換・株式移転の場合は
  - ① 完全親株式会社・新設会社の新株予約権の交付を受ける完全子会社の新株予約権者（787Ⅲ③イ、808Ⅲ③イ）
  - ② 新株予約権の内容として完全親株式会社・新設会社の新株予約権の交付を受ける旨の定めがあるにもかかわらず、その取り扱いがされない新株予約権者（787Ⅲ②ロ、808Ⅲ②ロ）<sup>8</sup>

新株予約権買取請求をするには、効力発生日の 20 日前から効力発生日までの間に、買取請求に係る新株予約権の種類、数を明らかにする（118Ⅴ、787Ⅴ）。ただし、新設合併、新設分割、株式移転の場合は、公告をした日から 20 日以内にこれを行う<sup>9</sup>（808Ⅴ）。

買取価格は、「公正な価格」である（118Ⅰ、787Ⅰ、808Ⅰ）。ただし、これは後述する裁判所に対する買取価格決定の申立てをした際には裁判所を拘束する基準となるが、まずは買取請求権者と会社との協議によって価格を決定する。協議が整えば、効力発生日（新設合併、新設分割、株式移転の場合は新会社成立の日）から 60 日以内に支払をする（119Ⅰ、788Ⅰ、809Ⅰ）。

新株予約権買取請求は会社の相手方の同意がない限り撤回できない（118Ⅵ、787Ⅵ、808Ⅵ）が、後述する価格決定の裁判の申立がなされなかった場合は、いつでも撤回できるようになる（119Ⅲ、788Ⅲ、809Ⅲ）。

---

<sup>6</sup> 組織再編の場合に新株予約権買取請求権を有する新株予約権者は、本文 2 ii 記載のように新株予約権の取り扱いに食い違いがある場合のみであるが、合併の場合にすべての新株予約権者に通知をする理由は、食い違いがあるかどうかに関わらず争いが生じる可能性があるからだとしてされている。会社分割、株式交換・株式移転でも同様である。

<sup>7</sup> 787Ⅲ②ロ、808Ⅲ②ロの規定は、各号イの規定との違いが分かりにくいですが、意味は本文のとおりである。

<sup>8</sup> この規定の意味も、前掲注 7 と同じである。

<sup>9</sup> 新株予約権が社債株式振替法上の振替新株予約権の場合もありうるが、この場合であっても、振替株式の場合と異なり、個別株主通知のような制度は存在しない。

また、会社が上記1の行為を中止すれば、買取請求権はその効力を失う（118Ⅶ、787Ⅶ、808Ⅶ）。

#### 4 価格決定の裁判

上記の協議が整わないときは、効力発生日（新設合併、新設分割、株式移転の場合は新会社成立の日）から30日以内に新株予約権者または会社は裁判所に価格決定の申立をすることができる（119Ⅱ、788Ⅱ、809Ⅱ）。30日以内に申立がない場合は、買取請求権者はいつでも買取請求を撤回できることは、既に述べたとおりである。

買取価格決定の申立がなされると、裁判所は「公正な価格」について判断する。

裁判所が買取価格を決定した場合、会社は効力発生日（新設合併、新設分割、株式移転の場合は新会社成立の日）から60日目の日以降、年6分の利息も支払わなければならない（119Ⅳ、788Ⅳ、809Ⅳ）。

#### 5 効力の発生

株式買取請求の効果は、代金支払時（株式の譲渡制限化及び全部取得条項化の定款変更、組織再編で吸収会社・親会社または新設会社から新株予約権の交付を受けない場合）または効力発生日（組織再編で合併の場合、吸収会社・親会社または新設会社から新株予約権の交付を受けない場合）に生じる（119Ⅴ、788Ⅴ、809Ⅴ）。

新株予約権証券が発行されている場合は、新株予約権証券と引き換えに代金を支払う（119Ⅵ、788Ⅵ、809Ⅵ）。振替新株予約権の場合は、会社が新株予約権者に対し、振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに振替新株予約権について会社の口座を振替先口座とする振替申請することを請求する（社債株式振替 183）。これに基づき新株予約権者が振替申請をする。振替新株予約権の移転の効力は、増加の記載がなされたときと解さざるを得ない（社債株式振替 174 参照）。

#### 6 新株予約権付社債の買取請求

新株予約権付社債の買取請求も、上記1から5までと基本的には同じであるが、買取請求は、新株予約権付社債に付された新株予約権につき別段の定めがない限り、社債部分も含めて買い取ることを請求する必要がある（118Ⅱ、787Ⅱ、808Ⅱ）。

新株予約権付社債券が発行されている場合の買取代金の支払いは、新株予約権付社債券と引き換えに支払う（119Ⅶ、788Ⅶ、809Ⅶ）。

振替新株予約権付社債の場合は、会社が新株予約権付社債権者に対し、振替新株予約権付社債の代金の支払をするのと引換えに振替新株予約権付社債について会社の口座を振替先口座とする振替申請することを請求する（社債株式振替 215）。これに基づき新株予約権付社債権者が振替申請をする。振替新株予約権付社債の移転の効力は、増加の記載がなされたときと解さざるを得ない（社債株式振替 205 参照）。